

第1部 第1章：商品貿易統計の国際基準とComtrade

著者	熊倉 正修
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジア経済研究所統計資料シリーズ
シリーズ番号	96
雑誌名	国際貿易データと貿易指数：国際比較可能な貿易指数を目指して
ページ	17-40
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies (IDE-JETRO)
URL	http://doi.org/10.20561/00044727

第 1 章

商品貿易統計の国際基準と Comtrade

熊倉正修

はじめに

United Nations Commodity Trade Statistics Database (以下 Comtrade と略記) は国際連合統計局 (United Nations Statistics Division、以下 UNSD と略記) がインターネットを通じて提供している商品貿易統計のデータベースである。Comtrade は 2002 年の運用開始から漸進的に収録データや検索機能の拡充が進められ、今日では包括的で利便性の高いデータベースとして高い評価を得ている。

Comtrade のデータは国連加盟国が UNSD に報告した統計をもとに編集されている¹。国際連合統計委員会 (United Nations Statistical Commission、以下 UNSC と略記) は各国の商品貿易統計が満たすべき一連の要件を *International Merchandise Trade Statistics: Concepts and Definitions* (以下 IMTS と略記) という文書にとりまとめて公表している^{2,3}。

IMTS の初版は 1970 年に採択され、その後、1981 年と 1997 年に改訂が実施された。そして 2008 年 2 月の UNSD 本会儀において 1997 年版の改訂が決議され、2010 年 2 月に改訂第三版となる *International Merchandise Trade Statistics: Concepts and Definitions, 2010* が正式に採択された⁴。

IMTS の改訂第一版と第二版がそれぞれ IMTS, Rev.1 および IMTS, Rev.2 と呼ばれていたのに対し、第三版には IMTS 2010 という略称が与えられている。これは今回の改訂がきわめて多岐に渡り、過去の改訂とは質的に異なるというメッセージを送

るためである。後述するように、UNSD は各国に対して 2011 年分から IMTS 2010 への対応を意識した統計を提出するよう求めており、Comtrade を IMTS 2010 に対応させる作業も開始している⁵。したがって IMTS 2010 の内容を理解しておくことは、貿易統計の国際的なスタンダードがどのような方向に向かっているかを知る上で有意義なだけでなく、近い将来に Comtrade のデータがどのように変化するかを予想する上でも有益だと思われる。本章では IMTS 2010 の主要ポイントを解説し、その Comtrade への影響とユーザーへの含意を議論する。

1. IMTS 改訂の背景

IMTS 2010 の序章では、今回の IMTS の改訂の背景要因として以下の 7 点が挙げられている。

1. 企業活動のグローバル化やサービスに近い商品の増加などにより、国際貿易の内容と性質が変化していること、
2. 統計利用者のニーズが変化し、企業統計と明示的に関連付けられた貿易統計への需要が増加していること、
3. 世界税関機構 (World Customs Organization、以下 WCO と略記) が「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書 (Revised Kyoto Convention、改正京都規約)」を採択するなど、国際貿易をめぐる法的環境が変化し

ていること、

4. 関税同盟の参加国などにおいて、税関書類以外の資料をもとに貿易統計を編纂する必要があるが生じていること、
5. ここ数年、他の公的統計の国際基準が相次いで改訂され、それらと IMTS の整合性を確保する必要があること、
6. 貿易統計の編纂方法やメタデータ、公表体制などに関する国際基準が求められていること、
7. 既存の IMTS の利便性を高め、一部の概念をいっそう明確化する必要があること。

上記のうち、1 と 2 は国際貿易の研究者にとって直ちに理解できる点だろう。近年、様々な産業において生産者の国際連携が進み、国境を越えた生産工程の分業とそれに伴う中間財の貿易が激増している (Nordås [2007])。また、最近では多国籍企業が世界の主要地域に統括本社を設置して当該地域の物流を取り仕切ったり、国際物流の専門業者がドア・ツー・ドアの物流サービスを提供したりするようになってきているが、既存の貿易統計をもとにその実態を正確に把握することは難しい。企業活動のグローバル化に関する統計は研究者にとって有用なだけでなく、各国政府が輸入関税や地域経済協定、直接投資などに関する政策を検討する際の資料にもなる。企業活動の国際化や商品とサービスの融合などの現象は既存の貿易の諸概念と取引の実態を乖離させる原因にもなっており、それが上記の7につながっている。

3 の WCO とはベルギーに本部を持つ関税の制度と実務に関する国際機関である⁶。WCO は 1973 年に京都条約(「税関手続きの簡素化と調和のための条約」)を採択したが、その実効性を高め、その後の環境変化に対応する目的で、1999 年に改正京都条約を採択した。世界貿易機関 (World Trade Organization、以下 WTO と略記) や世界銀行においても貿易円滑化に向けた取り組みが行われているが、税関手続きの簡素化や迅速化と貿易統計の基礎となる税関書類の充実を両立することは容易

でない。上記の3は IMTS の改訂を通じて両者のバランスをとることを目指したものである。

5 は主として 2008 年にリリースされた国民経済計算と国際収支表の新しい国際基準である *System of National Accounts 2008* (通称 2008SNA) と *Balance of International Payments and Investment Position Manual Sixth Edition* (通称 BOP6) への対応を意味している⁷。よく知られているように、IMTS において商品貿易が「各国の物理的な資源の賦存量を変化させる取引」と定義されているのに対し、SNA や BOP ではそれが「各国の居住者と非居住者の間で所有権の移転を発生させる取引」と定義されており、両者の対象範囲は微妙に異なっている。しかし大半の国々の SNA や国際収支表の商品貿易に関する計数が貿易統計に調整を施すことによって算出されていることから、貿易統計の国際基準を定める際にもそのことを考慮しておく必要がある。また、BOP6 において商品とサービスの貿易の境界に関していくつかの重要な改訂が行われたため、それに対応することも必要になっている。なお、UNSC はサービス貿易に関する国際基準として *Manual on Statistics of International Trade in Services* (以下 MSITS) という文書も作成しており、2010 年にやはり改訂版が採択されている。

最後に、上記の6は各国統計局のアカウントビリティ強化とそれによる公的統計の利便性向上という近年の潮流を反映したものである。かつて各国の統計局は公的統計を独自の裁量で編纂して一方的に公表するだけだったが、今日では民間の統計ユーザーのニーズや要望に耳を傾け、それらを統計システムの設計や公表体制に反映させることが求められている⁸。その一環として貿易統計に関しても各国の統計局がメタデータを公表することや⁹、定期的に統計の精度をチェックし、その結果を公表することが要請されている。

表1は IMTS, Rev.2 と IMTS 2010 の章 (Chapter) の構成を示したものである¹⁰。どちらの版でも第6

表1 IMTS の構成と国際基準の数

[A] IMTS, Rev.2		[B] IMTS 2010	
章の構成	項目数	章の構成	項目数
1 Coverage and time of recording	7	1 Scope and time of recording	23 (9)
2 Trade system	3	2 Trade system	12 (11)
3 Commodity classifications	1	3 Commodity classifications	3 (2)
4 Valuation	7	4 Valuation	14 (10)
5 Quantity measurement	2	5 Quantity measurement	4 (4)
6 Partner country	3	6 Partner country	9 (7)
7 Reporting and dissemination	8	7 Mode of transport	5 (4)
		8 Data compilation strategies	8 (7)
		9 Data quality and metadata	15 (11)
		10 Dissemination	15 (7)
		11 Supplementary topics	5 (2)
合計	31	合計	113 (74)

(注) IMTS, Rev.2の項目数は勧告 (recommendation) の数を表す。IMTS2010の項目数は勧告 (recommendation) と奨励 (encouragement) の数の和。括弧内の数値は勧告の数で内数。

(出所) IMTS, Rev.2及びIMTS 2010をもとに著者集計。

章までは同一だが、IMTS 2010 ではそれ以下の章が大幅に拡充されている。IMTS 2010 の第7章は今回の改訂で新しく追加された章であり、輸出入における財の運送形態 (Mode of transport、以下「輸送モード」) の記録方法が論じられている。残りの第8章から第11章までは上記の6に対応したもので、IMTS, Rev.2 の第7章を拡充して4つの章に分割した形になっている。

IMTS, Rev.2 と IMTS 2010 とでは、個々の国際基準の提示方法に大きな違いがある。IMTS, Rev.2 以前のバージョンでは貿易統計の収集方法や編纂方法、公表体制などに関する一連の勧告 (recommendation) が示され、それらが全体として貿易統計の国際基準を構成していた。一方、IMTS2010 では勧告 (recommendation) という用語と奨励 (encouragement) という用語が使い分けられており、前者がすべての国々が満たすべき基準、後者は必須ではないが満たすことが望ましい基準

とされている。後者には技術的な理由から直ちに対応することが難しいと思われる事項も含まれているが、IMTS 2010 ではあえてそれらも書き込むことによって一国の貿易統計の理想形を明示し、各国の統計局に対してその実現に向けた努力を促す格好になっている。表1には章ごとの勧告と奨励の件数も示しているが、これを見るだけでも今回の改訂がきわめて大がかりなものだったことが分かる。以下では便宜的に上記の勧告と奨励をまとめて「国際基準」ないし「ガイドライン」と呼称する。

2. IMTS 2010 の主要ポイント

それではIMTS 2010 の内容を見てゆこう。IMTS 2010 の序章には、上記のガイドラインのうち主要な60項目をまとめた一覧表が示されている。表2はこれら60項目の中から貿易統計ユーザーにと

表2 IMTS 2010 の主要ポイント

Chapter I: Scope and time of recording	
1 As a general guideline, record all goods which add to or subtract from the stock of material resources of a country by entering or leaving its economic territory	Unchanged
2 Trade below customs and statistics thresholds: Estimate and include if economically significant	New encouragement
4 As a general guideline, record goods as they enter or leave the economic territory of a country. In customs-based data-collection systems this may be approximated by the date of lodgment of the customs declaration	Unchanged
7 Media, whether or not recorded: Include at its full transaction value, except for media used for carrying customized software or originals of any nature, which should be excluded	Updated recommendation
8 Goods for processing with or without change of ownership: Include at their full (gross) value	Updated recommendation
9 Goods for and resulting from processing where no change of ownership takes place: Include and explicitly identify (preferably by special coding) in trade statistics	New encouragement
10 Goods which cross borders as a result of transactions between related parties: Include and separately identify (code)	New encouragement
12 Goods simply being transported through a country and goods temporarily admitted or dispatched: Exclude	Updated recommendation
Chapter II: Trade system	
15 Reimports and re-exports: Include and identify (code) for analytical purposes	New recommendation
16 Customs procedure codes: Make information about the customs procedure applied to individual transactions part of the dataset for trade statistics	New recommendation
17 Use the general trade system for compilation of both import and export statistics; if the special trade system is used, compile or estimate goods traded across elements of the statistical territory	Unchanged
Chapter III: Commodity classifications	
18 Use HS for the collection, compilation and dissemination of international merchandise trade statistics	Unchanged
19 Use SITC for the dissemination and the analysis of trade statistics according to user requirements	New recommendation
Chapter IV: Valuation	
22 Use FOB-type valuation for exports and CIF-type valuation for imports; countries are encouraged to compile FOB-type value of imports as supplementary information	Updated recommendation
23 Countries which compile only CIF-type values of imports are encouraged to compile separately data for freight and insurance, at the most detailed commodity and partner level possible	Updated encouragement
Chapter V: Quantity measurement	
28 Collect or estimate, validate and report quantity information in WCO standard units of quantity and in net weights on all trade transactions	Updated recommendation
29 Provide conversion factors if units of quantity other than the WCO standard units are used or if units of quantity differ from the one recommended by the WCO for individual HS subheadings	Updated recommendation
Chapter VI: Partner country	
30 Follow the Revised Kyoto Convention for determining country of origin	Unchanged
31 Attribution of partner country: Record for imports the country of origin and for exports the country of last known destination	Unchanged

32 Country of consignment: Record the country of consignment as the second partner country for imports alongside with country of origin; for exports the additional compilation of the country of consignment is encouraged	Updated recommendation
33 Calculation of trade balances: Use imports by country of origin and exports by country of last known destination	New recommendation
34 Use the economic territory of the trading partners as the basis upon which the statistics on trade by partner are compiled	Updated recommendation
Chapter VII: Mode of transport	
35 Compile and disseminate international merchandise trade statistics by mode of transport at the most detailed level (as a new dimension)	New recommendation
36 Record as mode of transport the means of transport used when goods enter or leave the economic territory	New recommendation
37 Clearly indicate the contents of the categories (for mode of transport) used; countries are encouraged to follow the suggested classification	New recommendation
Chapter VIII: Data compilation strategy	
38 Use customs records as the main and normally preferred data source	New recommendation
40 Supplement customs based data with information obtained from other sources to ensure full coverage of international trade. Use non-customs data only if they provide a cost effective way to improve the quality of trade statistics	Updated recommendation
Chapter IX: Data quality and metadata	
43 Follow a systematic approach to data quality and develop standards and related good practices covering the institutional arrangements, the statistical processes and output	New recommendation
44 Develop a standard for regular quality reports	New recommendation
50 Metadata categories: cover at least the categories of metadata provided in para 9.23	New recommendation
51 Metadata as high priority: View the development of metadata as a high priority and consider their dissemination an integral part of the dissemination of international merchandise trade statistics	New recommendation
Chapter X: Dissemination	
58 External trade indices: Publish volume indices and either price or unit value indices for total imports and exports on a monthly, quarterly and annual basis. Publish such indices for commodity groups of particular importance to countries at least quarterly and annually	Unchanged
60 Linking business and trade statistics: Integrate the trade register with the business register and take steps towards an integrated system of economics statistics for data compilation and analysis	New encouragement

(注) 各項目の左の数値はIMTS2010, Table 0.1における項目番号。最右段の記述は各項目がIMTS, Rev.2の勧告とどのような対応関係にあるかを示している。

(出所) IMTS 2010, Table 0.1をもとに著者作成。

って重要と思われる 33 項目を抽出して整理したものである。なお、最右欄の「New recommendation」や「Updated recommendation」、「Unchanged」等の記述は IMTS, Rev 2 の勧告との対応関係を表している。

2.1 貿易統計の対象範囲

IMTS 2010 の第 1 章には、貿易統計の対象範囲と計上時点に関するガイドラインが示されて

いる。上述のように、IMTS では商品貿易を「各国の物理的な資源の賦存量に影響を与える取引」（表2の項目1、以下同様）と見なしている。これらの中には所有権の移転なしに国内に持ち込まれる（国外に持ち出される）財も含まれるが（8-9）、単に積み替えなどの理由で自国を通過する財の取引は計上しないことになっている（12）。また、原則的に商品が物理的に自国の経済領域を離れた（自国の経済領域に到着した）時点で当該取引を貿易統計に計上することとされている（4）。

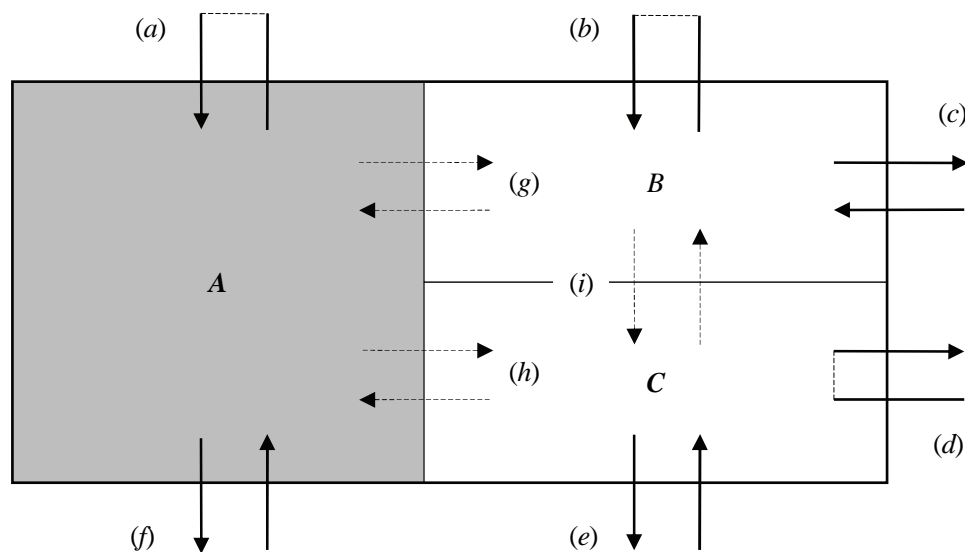
IT 技術の進歩などを反映して、近年では各種のソフトウェアの貿易が増加している。これらの中にはハードウェアにインストールされた状態で売買されるもの、CD-ROM などの媒体に記録して取引されるもの、インターネットを通じて電子的に取引されるものなどが含まれる。ハードウェアの一部として取引されるソフトウェアは明らかに商品貿易統計の対象となり、物理的な輸送を伴わない電子取引は明らかにサービス貿易統計の対象となる。しかし CD-ROM などの媒体に記録されたソフトウェアの場合、それを財と見なすべきかサービスと見なすべきかは必ずしも明らかでない。IMTS 2010 では、空の記録媒体や汎用ソフトウェアを収録した一般販売用の媒体は商品、ソフトウェアや映像の原本、特定顧客向けに開発されたソフトウェアを収録した媒体などはサービスだという見解が示されている（7）。この分類方法は上述の2008SNA や BOP6 などとも整合的である。

ここで具体的な例として、図1に描かれた国について考えてみよう。この国の主権が及ぶ経済領域 (economic territory) は $A+B+C$ である。ここでは、これらのうち A が通常の開税法や税関手続きが適用される自由流通地域 (free circulation area)、 B と C が特別な関税措置や税関手続きが適用される保税区や輸出加工区だと仮定する。

IMTS では一国の経済領域と統計領域 (statistical territory) を一致させ、経済領域間の商品の移動だけを貿易として記録するという一般貿易システム (general trade system) の原則が掲げられている(17)。したがって図1において、点線で示した (g)、(h)、(i) はこの国の経済領域内部の物流であることから、貿易統計の対象外となる。一方、この国の経済領域と外国の経済領域の間の物流である (c) や (e)、(f) は当然ながら貿易統計の対象となる。残りの (a)、(b)、(d) の例として、いったん通常の出産として外国に販売された後に買い戻された財や、いったん通常の手続きを経て輸入された後に自国の経済領域外に転売された財が挙げられる。これらはそれぞれ再輸入 (re-imports) 及び再輸出 (re-exports) と呼ばれ、原則として貿易統計の集計対象となる。また、外国企業と契約を結んで原料品や中間財の供与を受け、製造した製品を輸出する取引や、その逆の取引 (いわゆる processing trade) も集計対象となる。

上記の原則は概念的には明快だが、実務上はなかなかやっかいである。たとえばある製品の製造工程の大半を図1の A 地域内で行って税関手続きも終え、それを B 地域に持ち込んで最終加工ないし詰め替えを行った上で輸出するといったことが広範に行われている場合、上記の原則に忠実な統計を作成することは必ずしも容易でない。また、上記の (a) から (f) までは貿易統計の対象だとは言っても、通常の出産である (c)、(e)、(f) とそれ以外の (a)、(b)、(d) とではその目的や取引主体の性質が大きく異なっている可能性がある。第一節で解説したように、最近では国境を超えた生産工程分業や多国籍企業の企業内取引が進展しており、それが後者のタイプの貿易を増加させている可能性は高いと思われる。これらのことを考慮し、IMTS 2010 では再輸出と再輸入を通常の出産と区別して記録すること (15)、一国内に複数の関税領域を

図1 一般貿易システムの概念図



$A+B+C$ = 経済領域 (economic territory)

A : 自由流通地域 (free circulation area : 通常の関税法が適用される地域)

B および C : 特別の関税措置が適用される輸出加工区や保税区など。

(出所) IMTS2010, Graph 2.1 及び 2.2 などをもとに著者作成。

設けている国はこれら一つ一つに識別コードを設定し、それぞれの領域に適用される関税や税関手続きの内容を貿易統計の一部として報告すること、また、これらの識別コード別に輸出入総額を算出できるようにすることが求められている (16) ¹¹。

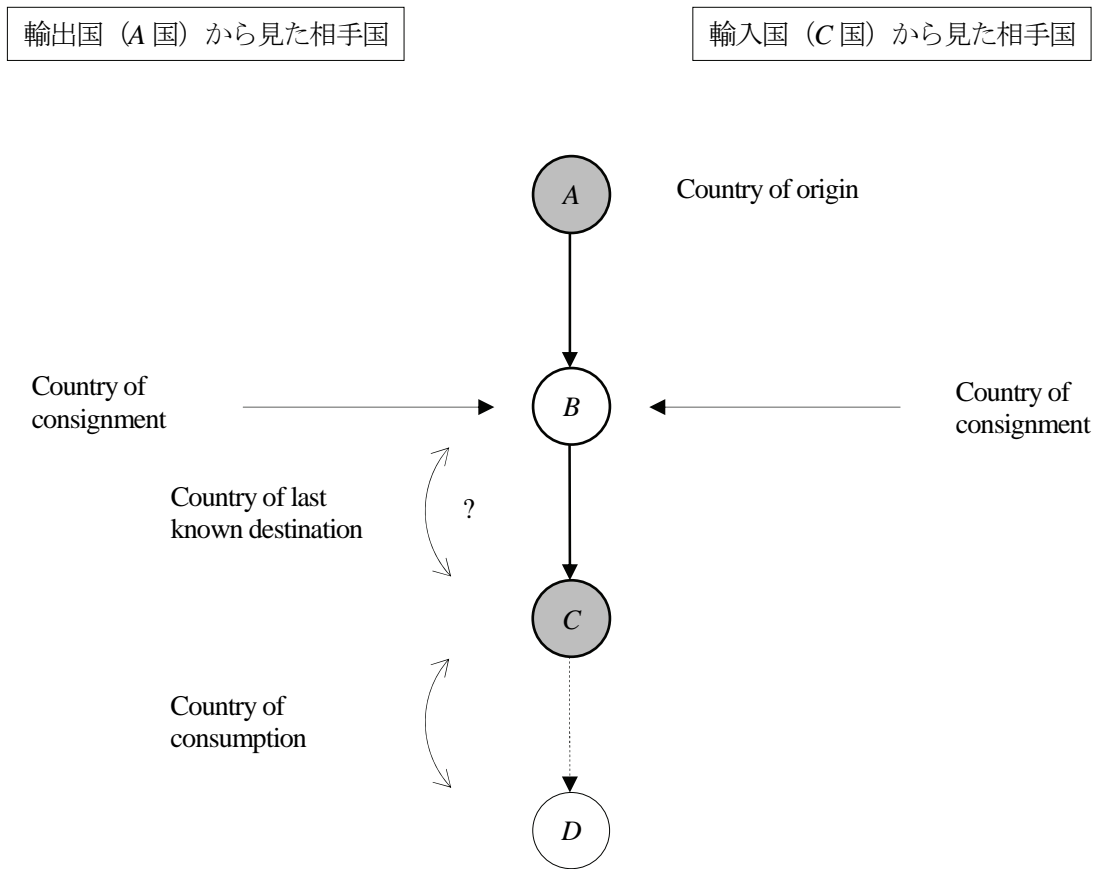
2.2 貿易相手国の記録方法

上記の点と関連して重要となるのが、輸出入の相手国をどのような基準を用いて決定すべきかという問題である。この問題に関しては IMTS 2010 の第 6 章において詳しく解説されているので、次にそれを説明しておこう。IMTS では貿易相手国に関しても一般貿易システムの

考え方を適用しているため、原則的に経済的主権を持つ外国が輸出入相手国の候補となる。A 国で生産された商品が B 国に輸出されて取引が終了するといった単純な取引では相手国が明白だが、複数国で加工が行われる財や第三国を経由して輸出される財、輸出時点で最終目的地が確定していない財などの場合、相手国の記録方法に関するルールがないと各国の統計の間に齟齬が生じてしまう。

IMTS はかねてから、輸出に関しては「知りうる最終的な仕向国 (country of last known destination)」、輸入に関しては「原産国 (country of origin)」を取引相手国として記録することを求めており、この点は IMTS 2010 でも変わっていない(31)。この規則の意味を理解するために、

図2 貿易相手国の概念図



(出所) 著者作成。

図2の例を考えてみよう。この図ではB国の企業がA国の企業に商品を発注し、それをC国に輸出している。C国の企業は基本的にこの商品を国内で販売するが、場合によってはD国に転売することもある。具体的な例として、これらがすべて関連会社間の取引だとして、シンガポール(B国)の企業がマレーシア(A国)の製造子会社に発注して商品の納入を受けているとしよう。シンガポールの企業はそれをアメリカ(C国)の販売子会社に出荷するが、アメリカの子会社は市況を見ながらカナダ(D国)の子会社にも商品を融通している。このような取引は現実にきわめて広範に行われている。

上記の例において、商品を製造するA国の企

業がその最終的な販売国を知っているかどうかは場合によりけりだろう。かりにA国の企業が当該商品がB国を経由してC国に輸出されることを知っており、かつそれがA国の税関に正しく申告されている場合、A国にとっての「最終的な仕向国」はC国である。一方、一般に輸入国は輸入関税賦課などの目的で原産地基準を厳密に規定して適用している場合が多く、C国の税関ではこの商品の原産国がA国であることが知られている可能性が高い。その場合、A国にとっての輸出相手国がC国、C国にとっての輸入相手国がA国となり、両者の統計の相手国が一致する。なお、この例ではB国とC国の間の取引はそれ自体として完結しているため、C国

の企業がD国の企業に商品を転売するか否かは原則としてB国の統計には影響を与えず、C国の統計では再輸出として記録される¹²。

一方、上記の例においてA国の企業がB国の企業から商品の輸出先を告知されていない場合、A国にとっての「知りうる最終的な仕向国」はB国となり、A国とC国の統計の相手国が一致しなくなる。この例ではA国とC国の間の中継国はB国だけだが、現実には複数国を経由する複雑な取引が増加している。また、ある財がどの国を経由して最終的な消費国（country of consumption）に運ばれているかを知りたい場合もあるだろう。

このような状況を考慮して、IMTS 2010では上記の基準にもとづく輸出入相手国に加え、country of consignmentを記録することを求めている（32）。ここで言うcountry of consignmentとは商品の直接的な仕向国と出荷元国を意味し、図2のA国にとってはB国がcountry of consignment、C国にとってもB国がcountry of consignmentである。これらが記録されている場合、仮にA国の輸出統計において「知りうる最終的な仕向国」とcountry of consignmentの両方がB国になっていても、C国の輸入統計で原産国とcountry of consignmentを調べれば当該商品がB国を経て輸入されたことが判明する。ただしIMTS 2010では輸入統計におけるcountry of consignmentの記載が勧告事項であるのに対し、輸出統計における記載は奨励事項にとどめられている。これは後者の方が技術的な難易度が高いと考えられているためである。

なお、輸入国にとって原産国を特定することが比較的容易だと言っても、実際に各国がどの国を原産国と判断するかは当該国の原産地基準にも依存している。たとえば図2の例において、A国の企業が第三国から輸入した中間財を多用して商品を製造しており、A国内で生み出された付加価値が小さい場合、C国はA国を原産国

と認めないかも知れない。IMTSは改正京都議定書の規約に従って原産国を認定することを求めている。同規約では原産国が「当該商品の本質的な性質に係る最後の実質的な製造加工が行われた国（country in which the last substantial manufacturing or processing, deemed sufficient to give the commodity its essential character）」と規定されている。しかしこの規定では「実質的な製造ないし加工」が定義されておらず、各国に裁量の余地を与えている¹³。国によって原産地の認定基準が異なっている場合、各財の流通経路が正しく理解されていても輸出国と輸入国の統計が一致しなくなる可能性が考えられ、この点でも最終的な仕向国や原産国とともにcountry of consignmentを記録しておくことの意義は大きいと思われる。

2.3 商品分類

IMTS 2010の第3章は貿易商品分類に関するものである。国際的に認知された貿易財の分類表としては、UNSDが中心になって開発した標準国際貿易分類（Standard International Trade Classification、以下SITCと略記）とWCOが開発した「商品の名称及び分類商品の名称および分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Collecting System、以下HSと略記）」がある。IMTSの初版とIMTS, Rev.1ではSITCの商品分類に従って統計を公表することが求められていたが、IMTS, Rev.2ではHSを使用するよう規定が改められた。これはHSがSITCに比べて細分化されていること、HSの品目が頻繁に改訂（アップデート）されていること、1990年代に入って多くの国々においてHSベースの統計を作成する環境が整ったことなどを考慮したものである（熊倉[2011]）。

とは言うものの、HSはもともと輸入関税品目の国際基準として開発されたものであり、必

ずしも純粹に分類学的な視点から構築された品目体系ではない。今日では全ての WTO 加盟国が HS をもとに輸入関税譲許表を作成することを義務付けられ、WTO のラウンド交渉も HS の商品分類を参照しながら実施されている¹⁴。したがって HS は各国の貿易政策と密接に関係しており、品目改訂の際に議論が紛糾することも少なくない（長瀬 [2001]）。また、WCO は各国が HS を恣意的に運用することを防止するために個別品目に関する説明や商品例を公表しているが、実際にはタリフ・エンジニアリング（輸入業者が関税逃れのために品目を偽って申告したり、政府が自国産業保護のために恣意的に品目を解釈したりすること）も少なくないと言われている¹⁵。

一方、SITC はもともと各国の貿易統計の標準化を目指して開発されたもので、商品の分類に当たって財の性質や原料、加工段階、用途などが総合的に考慮されている。SITC 分類はしばしば十分に詳細でないとされるが、2006年に採択された SITC 改訂第4版には3,993の品目が含まれ、第3版の3,118品目と比べてかなり細分化されている。SITC 改訂第4版のすべての品目は HS の2007年版の品目をそのまま利用するかそれらを合成することによって定義されているため、HS 分類にもとづく統計を機械的な方法で SITC 分類に変換することが可能である。これらの点を考慮し、IMTS 2010では基本的な貿易商品分類として HS を利用するという IMTS, Rev.2 の勧告を維持しつつ（18）、必要に応じて SITC ベースの統計も作成し、目的に応じて両者を使い分けるよう勧告している（19）¹⁶。

第4章は貿易額の評価方法に関する章である。よく知られているように、IMF の国際収支マニュアルにおいて商品の輸出額と輸入額をともに FOB ないしそれに準じるベースで記録することが求められているのに対し、IMTS では輸出額を FOB ベース、輸入額を CIF ベースで記録

することが原則とされている¹⁷。ただし IMTS2010 では新たに FOB ベースの輸入額も記録すること、それが困難な場合には詳細な運賃や保険料のデータを収集して公表することが奨励されている（22、23）。IMTS 2010 において初めて FOB ベースの輸入額の統計が求められるようになったのは、それによって国際収支表や国民経済計算の計数の集計が容易になることに加え、各国の統計の統一性が高まり、国際物流のコストに関する情報が充実することも期待できるためである。

2.4 取引量の記載方法と輸送モード

第5章では、輸出入の数量（quantity、重量を含む）の記録方法が定められている。取引数量のデータはそれ自体が重要な情報であるだけでなく、品目別の輸出入単価（unit value）の算出やそれにもとづく単価指数や数量指数などの集計にも利用されている。WCO は HS の各号（6桁コードを持つ最詳分類）に関して望ましい数量単位（以下「WCO 推奨単位」と略記）を定めている。IMTS, Rev.2 では貿易統計の標準的な商品分類として HS を利用することに加え、各号の輸出入の取引量を WCO 推奨単位を用いて記録すること、WCO 推奨単位がキログラム（kilogram）以外の品目に関してはキログラム単位の純重量（net weight）も記録するよう勧告されていた。また、何らかの理由で WCO 推奨単位以外の単位を採用する場合、当該単位と WCO 数量単位の変換比率（conversion factor）を明示することも勧告されていた（29）。IMTS 2010 ではこの原則がいつそう強調され、各国が自国統計において HS の個々の号の下部に独自の品目分類を設ける場合、それらの数量単位を統一することが求められている。また、何らかの理由で取引量のデータを収集できない場合、適切な方法でそれらを推計して記載し、推計方

表3 IMTS 2010における輸送モードの分類

1 Air
2 Water
2.1 Sea
2.2 Inland waterway
3 Land
3.1 Railway
3.2 Road
4 Not elsewhere classified
4.1 Pipelines and cables
4.1.1 Pipelines
4.1.2 Cables
4.2 Postal consignments, mail or courier shipments
4.3 Self-propelled goods
4.4 Other

(出所)IMTS2010より抜粋。

法も開示するよう勧告されている (28)。

第7章では輸送モードの記録方法が議論されている。先述したように、IMTS, Rev.2以前では輸送モードに関する規定がなく、UNSDも輸送モードに関するデータの報告を求めていなかった。しかし近年、国際運輸の形態と担い手が多様化し、フォワーダーと呼ばれる専門業者が複数の輸送機関を組み合わせる複合一貫輸送サービスや、国際航空宅配便を活用した小口貨物輸送サービスなどが発展している。輸送モードに関する情報は、国際物流を正確に把握するために不可欠だけでなく、交通政策や環境保護政策の立案のための資料としても有用である¹⁸。このような事情を鑑み、IMTS 2010では輸送モードを貿易統計の標準項目(フィールド)とすること、品目別の輸出入額をさらに輸送モード別に分割して報告することが勧告されている(35)。

IMTS 2010では各国の輸送モード統計の比較を容易にするために、表3のような運送形態の分類表が提示されている。この表には最大で3

桁のコードを持つ分類が含まれているが、少なくとも1桁の大分類に関してはこの表の分類方法に従うこと、必要に応じて2桁以下の中・小分類別の統計も作成することが奨励されている(37)。なお、複合輸送では単一の貿易取引に複数の輸送モードが関与するが、商品が輸出国の経済領域を離れる時点ないし輸入国の経済領域に達する時点で利用された輸送モードを記録することが原則とされている(36)。

2.5 メタデータと統計の編集体制

残りの第8-10章では貿易統計の編集・公表体制やメタデータの要件などが議論されている。先述したように、IMTS 2010では貿易統計を可能な限りユーザー・フレンドリーなものにすること、そのための体制を整備することが重視されている。その際に鍵となるのが貿易統計の各項目の概念やデータの出所、集計方法などを詳細に記述したメタデータである。IMTS 2010ではメタデータを貿易統計の不可欠な一部と考え

て定期的に公表すること (50、51)、自国の貿易統計の精度を定期的に検証し、その結果を開示することなどが求められている (44)。

最後に、第10章において貿易統計と企業統計 (business statistics) のリンケージの強化が奨励されていることにも注目しておきたい。ここで言う企業統計には、企業や事業所の名簿 (ビジネスレジスター) やその属性 (設立年や本社所在地など) と、各企業の事業活動に関する通時的な統計の両方が含まれる。IMTS 2010 では貿易統計と企業統計のリンケージの強化を求める理由として、以下の二点が挙げられている。

第一の理由は、貿易統計と企業統計の連動性を高めることにより、これらの一次資料を提出する企業の負担を軽減できることである。IMTS 2010 は各国の貿易統計の大幅な拡充を求めているが、それに対応しようとする企業に求める一次資料も増加せざるを得ない。また、IMTS では貿易統計の基礎資料として税関記録を利用することが原則とされているが (38)、関税同盟を構成している国々の貿易に関しては税関記録が存在しないことが多い。これらの国々では統計局が企業から輸出入取引に関するデータを直接収集する必要があるが、その場合、あらかじめ網羅性の高いビジネスレジスターを整備し、各企業から必要な情報を一括して収集することが効率的である¹⁹。

貿易統計と企業統計を連動させることの第二の利点は、それによって現状では困難な分析が可能になることである。たとえば海外直接投資と企業内貿易、国際生産工程分業の間に密接な関係があることは直感的に明らかだが、これらの関係を厳密に検証する際には投資や貿易、生産に関する企業レベルのデータが不可欠となる。また、個別企業の属性 (設立後の年数や資本金、従業員数、事業所数など) の情報と輸出入の統計が得られれば、どのような企業が貿易を行っているのか、輸出入を促進するためにどのよう

な企業の支援に力を入れるべきかといったことを分析することも可能になる。企業の属性と貿易の関係は近年のいわゆる新・新貿易理論においても注目されている点である (Melitz [2003])。

3. Comtrade へのインプリケーション

上述のように今回の IMTS の改訂は多岐に渡っているが、Comtrade ユーザーの主たる関心事項は各国が IMTS 2010 にどれだけ迅速に対応するか、それが Comtrade にどのように反映されるかであろう。これらを予想することは容易でないが、関連資料を参照しながら本節で若干の考察を行っておこう。

3.1 各国と UNSD の対応予定の概要

UNSD は 2010 年 5 月に各国の統計局を対象としたアンケート調査を行い、IMTS 2010 への対応予定やそれによって生じる問題などを訊ねている²⁰。その結果の一部を抜粋した表 4 によると、アンケート表を返送した 100 カ国のうち 32 カ国が 2011 年分の統計から IMTS 2010 の新勧告の大半に対応する (implement most of the new recommendations) と回答し、さらに別の 34 カ国が 2012 年から対応することを予定している。これらの 66 カ国がどの国かは示されていないが、貿易額が多い主要国が多く含まれていると思われる。

一方、2013 年以降の対応を予定している国々や対応への目途が立っていない国々も少なく、アンケート未回収の国々の中にも同様の国々が多いと思われる。ある年が終了してから当該年の統計が Comtrade に収録されるまでに数カ月から 1 年程度のタイムラグがあることも考慮すると²¹、Comtrade に新たに収録されるデータの大半が IMTS 2010 に準拠したものになるまでにはそれなりの時間を要すると考えるべき

表4 各国のIMTS2010への対応予定（アンケート調査の集計結果）

回答国	2011年	2012年	2013年以降	未定	未回答
全ての国々(100)	32%	34%	13%	14%	7%
先進国(28)	36%	14%	25%	18%	7%
開発途上国・移行経済国(72)	31%	42%	8%	13%	7%

(注) 括弧内の数値は対象国数。

(出所) Report on the results of the UNSD Questionnaire on the plans of IMTS 2010 implementation (<http://unstats.un.org/unsd/trade/EG-IMTS/EG-IMTS%20web%20announcement.htm>).

だろう。

UNSDは2010年から2013年にかけての4年間にIMTS 2010にComtradeを対応させるための集中作業期間と位置付け、この間に、(1)月次及び四半期ベースの統計の取り込み、(2)メタデータの大幅な拡充、(3)新規フィールド(新しいデータ系列)の追加、を実施する方針を打ち出している²²。以下では、まず上記の(1)と(2)について解説し、その後、ユーザーの関心が最も高いと思われる(3)に関して詳述する。そして最後に、Comtradeに収録される輸出入の取引量のデータが今後どのように変化しうかを考察する。

3.2 高頻度データの取り込みとメタデータの拡充

上記の(1)は、現在のところ年次に限られているComtradeの貿易統計を月次や四半期に拡充する試みである。IMTS 2010がIMTS, Rev.2に比べてタイムリーな統計の公表を重視していること、ユーザーからも高頻度データの提供を求める声が強いことを考えると、これは時宜を得た取り組みだと言える²³。UNSDのニュースレターによると、UNSDはすでに各国から過去の月次統計を収集する作業を進めており、2010

年7月時点で49カ国の統計を収集済みだという²⁴。また、すべての国連加盟国に対して2011年分から年次データ以外に月次(ないしそれが困難な場合は四半期)データも提出するよう要請している。ただしこれらのデータがいつComtradeに収録されるかは示されていない。

次に、上記(2)のメタデータの拡充について説明しよう。現行のComtradeではトップページ上部にMetadata & Reference Tableという項目があり、その中に(a) Reference Tables、(b) Commodity List、(c) Country List、(d) Explanatory Notes、(e) Publication Notes、(f) Glossary、(g) Knowledge Baseという7つの選択肢が用意されている。これらの選択肢をクリックして現れる画面は相互に連動しており、全体の構造がやや分かりにくくなっているが、特定国の貿易統計について調べる場合、(c)を選択して現れる画面のリンクを利用するとよい。たとえば日本の欄のレイアウトは表5ようになっており、最右列に6つの選択肢が用意されている。

上記のうち、SnapshotとITC Country Profileは当該国の貿易構造の特徴(主要な取引品目や相手国など)をまとめたページにリンクされている。また、Data AvailabilityとPublication Notesからリンクされた画面では、Comtradeにおいてどの年のデータがどのような品目分類にもとづ

表5 Comtrade のメタデータの例 (Country List、2011年5月現在)

Code	Name	ISO	Valid Years	
392	Abbreviation: Japan Full Name: Japan Description: N/A Comment: N/A Type: Reporters/Partners	JP/JPN	1962 - Now	Data Availability Publication Notes Explanatory Notes Snapshot ITC Country Profile Trade compilation

(注) 下線部は他のページへのリンクを表す。

(出所) ComtradeのMetadata & Reference (<http://comtrade.un.org/db/mr/rfReportersList.aspx>) による。

表6 Comtrade におけるメタデータの例 (Explanatory Notes、2011年5月現在)

Reporter	Reported Classification	Reported Currency	Trade Flow	Currency Conversion	Trade System	Valuation	Partner
Japan(2010)	HS2007	JPY	Import	0.011422	General	CIF	Origin
Japan(2010)	HS2007	JPY	Export	0.011421	General	FOB	Last Known Destination

(出所) ComtradeのExplanatory Notesによる。

いて収録されているか、それらのデータがいつアップロードされていつ改訂されたかといった履歴が示されている。Knowledge Base は一般のユーザーからの照会とそれに対する UNSD スタッフの回答を蓄積したもので、Comtrade に関するものだけでなく、IMTS やサービス貿易統計に関する情報も含まれている。

残りの Explanatory Notes と Trade compilation が当該国の原統計のメタデータへのリンクである。Explanatory Notes をクリックして現れる画面において特定の年を選択すると、表6のような情報が呼び出される。ここでは当該国の原統計の品目分類や貿易システム、輸出入の金額の評価方法や相手国の選定基準、自国通貨表示の輸出入額をドル建てに変換する際に用いられた

為替レートなどが年別に示されている。これらの基本的な点に関する限り、現行の Comtrade でも当該国の原統計が IMTS の基準を満たしているか否かを確認することは難しくない。

各国の原統計に関するより詳細なメタデータが必要な場合、表5右下にある Trade Compilation のリンクを利用することになる。この項目をクリックして現れるメタデータの項目は156にも及ぶが、その大半は1990年代時点の情報にもとづいており、項目の内容も IMTS 2010 とは必ずしも対応していない。したがって、今後は IMTS 2010 の勧告や奨励事項を網羅したメタデータを各国の統計局から定期的に収集し、その中で特に重要な情報を上記の Explanatory Notes や Trade Compilation に取り込んでゆくことが望ま

れる。それが実現すれば、意欲あるユーザーが各国の統計の特徴や問題点を十分に調べた上で Comtrade のデータを利用することが可能になるだろう。

3.3 新規フィールドの取り込み

次に、上述の (3) の新規フィールドの追加とは、IMTS 2010 において貿易統計の標準項目に加えられた事項（データ系列）を収録するものである。UNSD のニュースレターによると²⁵、UNSD は各国に対して 2011 年分から以下の 4 つの新規項目のデータも報告するよう要請している。

- (i) Customs procedure code（税関手続き種別コード）
- (ii) Second partner country or area（country of consignment ベースの輸出入の相手国ないし地域）
- (iii) Second value of imports（FOB ベースの輸入額）
- (iv) Mode of transport（輸送モード）

ここで具体的なイメージを持つために、上記のフィールドが追加された場合、Comtrade のデータの仕様と用途がどのように変化するかを考えてみよう。Comtrade のデータ形式は抽出方法によって異なるが、Data Query オプションの一つである Express Selection において必要な条件を設定して検索すると、表 7 のようなデータが呼び出される。ここで Year は年、Reporter Code は報告国（392 は日本のコード）、Trade Flow Code は取引種別（現行では輸入=0、輸出=1、再輸出=2、再輸入=3）、Partner Code は相手国（156 は中国）、Classification は品目分類（H3 は HS2007 年版）、Commodity Code は品目番号（HS の号コード）、Quantity Unit Code は Supplementary Quantity の単位を表すコード（現行では基本的に WCO 推奨単位、1 から 13 まで

の整数）、Supplementary Quantity は WCO 推奨単位にもとづく数量²⁶、Netweight はキログラム単位の純重量、Value はドルベースの取引額、そして最後の Estimation Code は Supplementary Quantity 及び Netweight に UNSD の推計値が含まれているか否かを示す識別コードである（0 = 推計値なし、2 = Supplementary Quantity のみ推計値、4 = Netweight のみ推計値、6 = Supplementary quantity と Netweight がともに推計値、ただし 0、2、4 は推計が行われずにデータが欠損しているものも含む）。

まず、上記 (i) の Customs Procedure Code は Trade Flow Code とともに取引の性質を規定する意味を持っている。たとえば再輸出や再輸入では通常の貿易に比べて保税区などの特殊な関税地域を経由するものが多いと思われるが、現行の Comtrade データをもとにこの仮説を直接検証することは難しい。しかし Trade Flow Code と Customs Procedure が独立したフィールドになっていれば、それぞれのコードの組み合わせによって輸出額や輸入額のデータを集計し、上記の仮説を客観的に検証することが可能となる。

(ii) の Second Partner Country or Area は既存の Partner Code の右に配置し、後者を Partner Code 1、前者を Partner Code 2 などとして区別することになる。表 7 は中国を原産国とする日本の輸入額を表しているが、その中には香港を経由して輸入されたものが少なからず含まれているはずである。Partner code 2 として country of consignment の情報が付け加えられると、直送取引と中継取引の比率やその推移を比較することが可能になり、日中の貿易統計の乖離の原因を探ることも容易になる。

(iii) の Second value of imports は現行の Value 欄と並置し、やはり後者を Value 1、前者を Value 2 などとして区別することになる。両者の差額が運賃と保険料に相当するが、(i) や (ii)、(iv) などのコード別にこれらの値を集計すれ

表7 Comtrade の収録データの例 (2011年5月現在)

Year	Reporter Code	Trade Flow Code	Partner Code	Classification	Commodity Code	Quantity Unit Code	Supplementary Quantity	Netweight (kg)	Value	Estimation Code
2010	392	1	156	H3	854011	5	500	875	11,662	0
2010	392	1	156	H3	854012	5	469	1,807	9,800	0
2010	392	1	156	H3	854020	5	238,314	56,964	12,392,948	0
2010	392	1	156	H3	854060	5	2,320,495		2,173,544	0
2010	392	1	156	H3	854071	5	415,179		3,731,943	0
2010	392	1	156	H3	854079	5	6		4,683	0
2010	392	1	156	H3	854081	5	6,630	2,263	208,543	0
2010	392	1	156	H3	854089	5	138,893	4,161	409,754	0
2010	392	1	156	H3	854091	8	16,108	16,108	2,996,044	0
2010	392	1	156	H3	854099	8	22,143	22,143	1,865,000	0
2010	392	1	156	H3	854110	5	19,471,895,040	568,138	84,896,865	4
2010	392	1	156	H3	854121	5	1,360,080,288	189,329	37,832,002	4
2010	392	1	156	H3	854129	5	369,571,680	360,960	88,341,567	4
2010	392	1	156	H3	854130	5	268,934,144	204,736	38,029,123	4
2010	392	1	156	H3	854140	5	3,709,507,504		835,421,289	0
2010	392	1	156	H3	854150	5	5,855,792		9,604,397	0
2010	392	1	156	H3	854160	5	1,797,960,688		189,240,353	0
2010	392	1	156	H3	854190	8	485,053	485,053	42,346,708	0
2010	392	1	156	H3	854231	5	338,872,039		762,340,377	0
2010	392	1	156	H3	854232	5	532,950,347	480,554	373,801,169	4
2010	392	1	156	H3	854233	5	14,868,330		8,649,264	0
2010	392	1	156	H3	854239	5	807,789,500		602,799,289	0
2010	392	1	156	H3	854290	8	122,182	122,182	13,136,077	0
2010	392	1	156	H3	854310	5	1		962,032	0
2010	392	1	156	H3	854320	5	552,718		17,392,942	0
2010	392	1	156	H3	854330	5	53		2,280,648	0
2010	392	1	156	H3	854370	5	272,549,056		784,075,518	0
2010	392	1	156	H3	854390	8	1,645,152	1,645,152	95,700,849	0

(出所) Comtrade からダウンロードしたデータをもとに著者作成。

ば、取引タイプや経由国、輸送モードによって運賃や保険料がどれだけ異なっているかを調べることができる。なお、運賃や保険料を含む広義の貿易コスト (trade costs) は 1980 年代以降の新貿易理論や新・新貿易理論、経済地理学においても重要な役割を果たしている (Anderson and van Wincoop [2004])。

(iv) の Mode of Transport も上記の Trade Flow Code や Partner Code と並列された独立のフィールドとして新設することになる。輸出入における輸送モードの選択は、国際経済学だけでなく、交通経済学においても重要な研究課題である。海上輸送と航空輸送を比較した場合、重量単価が高く小ロットで頻繁に出荷される商品や地理的に隔絶した国々の間で取引される商品において空輸のメリットが高くなると予想されるが、これらの要因がどれだけ現実の輸送モードの選択に影響を与えているかは明らかでない (Hummels [2007])。同一品目の取引額や単価を輸送モード別に集計することが可能になれば、この点を客観的に分析することが可能になる。

ただし Comtrade のフィールドの拡充がユーザーに大きなメリットをもたらすと言っても、それが実現するのはあくまでも相当数の国々のデータが蓄積された後のことである。すでに UNSD が各国に対してこれらのデータを要請しているとは言え、表 4 を見ても、すべての国々が直ちにそれに応ずることは期待できない。2010 年のアンケート調査では個別の勧告や奨励項目に関する調査が行われておらず、各国の統計局がどの項目への対応をとりわけ困難だと考えているかは不明である。しかし UNSD は 1996 年と 2006 年にも貿易統計の編纂方法や公表体制に関する詳細なアンケートを実施しており²⁷、2006 年調査の結果は今回の IMTS 改訂の基礎資料としても利用されている。そこで 2006 年調査の中から上記の (i) - (iv) と関連する質問を抽出し、それに対する回答を表 8 に整理

してみた。ただしこの表には上記の 4 項目に加え、後に議論する取引量のデータに関する質問への回答も記載している。

表 8 の (i) では、各国の税関記録をもとに再貿易や関税地域別の取引を識別することが可能か否かを訊ねている。一般に先進諸国と開発途上国を比べると、後者の中に輸出促進などを目的とした特殊な関税地域を設けている国が多い。

(i) において個々の税関手続きに該当する取引を識別できないと答えている国々の中には、そもそも単一の関税領域しか存在せず、そのような配慮をする必要がない国も含まれているだろう。しかし開発途上国の場合、複数の関税領域を維持しながら各領域の取引を識別して記録していない国も少なくないと思われる。

表 8 の (ii) は相手国別の輸出入統計の編纂状況に関する質問である。このアンケートの結果によると、輸入に関して country of consignment を相手国の基準とする統計を編纂している国々は全体の半数近くに上っている。ただしこれは IMTS の原則である原産国ベースの統計と別に consignment ベースの統計を作成しているという意味では必ずしもなく、後者にもとづく統計だけを編集している国も多いと思われる。開発途上国や移行経済諸国においては consignment ベースの統計を作成していない国々が過半に上り、これらの国々が直ちに UNSD の要請に応えることができるかどうかは明らかでない。

ただしこのアンケート調査が実施された後、輸入取引における原産国と直接的な相手国、仲介貿易国などを厳密に識別して記録するようになった国は少なくないと思われる。今日では世界の大半の国々が何らかの自由貿易地域 (Free Trade Areas, FTA) に参加しており、原産地の認定方法が重要な政策課題になっているからである。複数の FTA に参加する国々では貿易相手国によって異なる原産地基準や原産地認定手続

表8 UN加盟国における貿易統計の編纂方法（アンケート調査に対する回答状況、2006年）

質問	すべての国々・地域			先進国			開発途上国・移行経済国		
	Yes	No	N/A	Yes	No	N/A	Yes	No	N/A
	Does the recording by customs procedures allow for the identification of: Importation of goods under clearance for home use? Reimportation of goods in the same state? Exportation of domestic goods? Temporary admission of goods to re-exportation in the same state? Re-exportation of goods in the same state? Temporary admission of goods for inward processing? Goods leaving the country after inward processing? Temporary exportation of goods for outward processing? Reimportation of goods after temporary exportation for outward processing? Goods admitted into a customs warehouse? Goods leaving a customs warehouse? Goods admitted into a commercial free zone? Goods leaving a commercial free zone? Goods admitted into an industrial free zone? Goods leaving an industrial free zone? Goods in customs transit?	88.6	9.1	2.3	83.9	16.1	0.0	90.1	6.9
(i)	84.8	9.1	6.1	87.1	6.6	6.5	84.2	9.9	5.9
	83.3	9.1	7.6	77.4	22.6	0.0	85.1	5.0	9.9
	82.6	10.6	6.8	77.4	16.1	6.5	84.2	8.9	6.9
	87.1	6.8	6.1	83.9	9.7	6.5	88.1	5.9	5.9
	74.2	13.6	12.1	87.1	9.7	3.2	70.3	14.9	14.9
	72.7	14.4	12.9	83.9	12.9	3.2	69.3	14.9	15.8
	73.5	14.4	12.1	90.3	9.7	0.0	68.3	15.8	15.8
	75.8	13.6	10.6	93.5	6.5	0.0	70.3	15.8	13.9
	72.0	15.2	12.9	80.6	16.1	3.2	69.3	14.9	15.8
	73.5	11.4	15.2	83.9	12.9	3.2	70.3	10.9	18.8
	51.5	26.5	22.0	45.2	32.3	22.6	53.5	24.8	21.8
	52.3	25.0	22.7	41.9	35.5	22.6	55.4	21.8	22.8
	52.3	24.2	23.5	48.4	29.0	22.6	53.5	22.8	23.8
	56.8	19.7	23.5	48.4	29.0	22.6	59.4	16.8	23.8
	56.8	34.1	9.1	48.4	48.4	3.2	59.4	29.7	10.9
(ii)	90.2	7.6	2.3	96.8	3.2	0.0	88.1	8.9	3.0
	47.0	46.2	6.8	77.4	22.6	0.0	37.6	53.5	8.9
	90.9	6.1	3.0	93.5	6.5	0.0	90.1	5.9	4.0
	19.7	62.9	17.4	9.7	87.1	3.2	22.8	55.4	21.8
(iii)	92.4	6.1	1.5	93.5	6.5	0.0	92.1	5.9	2.0
	42.4	56.1	1.5	25.8	74.2	0.0	47.5	50.5	2.0
	28.0	69.7	2.3	19.4	80.6	0.0	30.7	66.3	3.0
(iv)	78.0	16.7	5.3	90.3	6.5	3.2	74.3	19.8	5.9
	92.4	4.5	3.0	100.0	0.0	0.0	90.1	5.9	4.0
(v)	73.5	22.7	3.8	71.0	29.0	0.0	74.3	20.8	5.0
	67.4	24.2	8.3	58.1	29.0	12.9	70.3	22.8	6.9

(注) 表中の数値はいずれもアンケート表を返送した132カ国に占めるシェア(%)。

(出所) *An Overview of National Compilation and Dissemination Practices* (http://unstats.un.org/unsd/tradereport/mtssupplcompilersmanual_rev_ch1.pdf) .

きを適用せざるを得ないケースも多く、貿易相手国との紛争を回避するためにも正確に取引相手国を記録できる体制を整備しておく必要がある（椎野・水野 [2010]）。なお、多くの FTA では関税の減免措置を受ける際に原産地証明書が必要となるが、税関以外の第三者機関が原産地証明手続きを行っている国では税関と当該機関が連携して必要な情報を蓄積する必要がある。

次に表 8 の (iii) の欄を見ると、2006 年時点では大半の国々が CIF ベースの輸入額だけを公表しており、直ちに品目別に FOB ベースの輸入額を集計できる状況にはないよう見受けられる。4 割以上の国々が輸入にまつわる運賃や保険料のデータを収集しており、これらをもとに FOB ベースの輸入額を推計することは可能かもしれないが、その場合、どれだけ詳細な運賃や保険料のデータが得られるかによって推計の精度が左右されるだろう。また、Comtrade において FOB ベースの輸入額のフィールドを新設し、そこに税関記録から直接集計した値と推計値の両方を含める場合、これらを識別するためのコードを収録するフィールドも必要となろう。

(iv) の輸送モード別の統計に関しては、先進諸国の約 9 割、開発途上国の約 4 分の 3 が当該統計を編纂していると回答している。この結果を見る限り、他の新設項目に比べて輸送モードのデータの整備は容易だと予想され、比較的短期間のうちに多数国の統計が出揃う可能性が考えられる。ただし (iv) の質問に対して Yes と回答した国々の中には輸送モード別の輸出総額や輸入総額を公表しているだけの国も含まれており、全ての国々が直ちに品目別・取引相手国別の統計を輸送モード別に細分化して報告できるとは限らないことに注意する必要がある²⁸。

3.4 取引量データへの影響

UNSD の 2010—2013 年の行動計画には含まれ

ていないが、多くの国々が IMTS 2010 に準拠した統計を UNSD に報告するようになった場合、Comtrade に収録されている輸出入取引量のデータの性質が変化する可能性が考えられる。取引量データは研究者にとっても重要な情報であるため、最後にこの点についてやや詳しく考察しておこう。

表 7 で見たように、現行の Comtrade では Supplementary Quantity の系列が WCO 推奨単位にもとづく数重量、Netweight が純重量を表している。しかし現実に各国が UNSD に提出する統計では数重量のデータが欠損していたり IMTS の基準に準拠しない統計が収録されていたりするケースが多く、UNSD が相当数のデータを独自に推計して Comtrade に収録している (Reister and Muryawan [2009])²⁹。しかし UNSD の推計値は HS の号別の輸出額と輸入額を便宜的に設定した単価で除すことによって計算した値であり、それが現実の取引量をどれだけ適切に反映しているかは明らかでない (熊倉 [2011])。Comtrade においてあえて Estimation Code というフィールドを設けて Supplementary Quantity と Netweight が UNSD の推計値であるか否かを明示しているのはそのためである。

それでは IMTS に準拠した取引量の統計を報告していない国が少なくないのはなぜだろうか。表 8 (v) の最初の質問に対する回答を見ると分かるように、2006 年時点で 90% 以上の国々が数重量のデータを記録しており、その理由が報告すべきデータが存在しないことだけでないことは明らかである。また、(v) の他の質問に対する回答状況から分かるように、数重量のデータを記録していない品目や WCO 推奨単位と異なる数量単位を採用している品目がある国は、開発途上国よりむしろ先進国において多い。したがって多くの国々は統計作成のリソース不足や技術的な問題によって IMTS と整合的な取引量の統計を作成できないわけではなく、意図的に IMTS のガイドラインから逸脱していると考えられる。

UNSD は世界各国から提出された 2005–2008 年分の取引量データのうち、どれだけが IMTS に準拠していたかを品目別に集計して報告している (UNSD [2009])。それによると、純重量に関しては過半の国々が 9 割以上の品目に関して適切なデータを報告しているが、WCO 推奨単位にもとづく数量データを提出していない国は非常に多い。また、品目グループ別の集計結果を見ると、衣料品や装身具、機械機器類、玩具や雑品類などにおいて数量データが欠損しているか適切なデータが報告されていないケースが多い。先述したように、多くの国々は HS の号の下部に独自の品目分類を設けている。それらの中に WCO 推奨単位と異なる数量単位が指定されている場合、機械的な方法で号レベルに集計することが難しくなる (Reister and Muryawan [2009])。

各国が HS の品目分類を独自に細分化して異なった数量単位を適用している理由は色々と考えられるが、その一つは HS の分類体系が必ずしも各国のニーズを十分に満たしていないことだろう。国によって貿易品目の構成が大きく異なるため、各国の立場に立った場合、自国にとって重要な商品に関して HS の分類が十分に詳細でないと感じられることは少なくないはずである。また、前節でも述べたように、HS が各国の輸入関税政策と密接に関連していることから、HS の各号を自国にとって都合の良いように細分化し、国内産業を保護する上で便利な数量単位を設定している可能性も考えられる。実際、IMTS に準拠しない数量データの報告頻度が高い品目グループを調べると、加工度が高い heterogeneous な財や多くの国々が高率の輸入関税を課している商品が含まれている (UNSD [2009])。

前節で見たように、IMTS 2010 では数重量に関する規定が強化されている。具体的には、HS の各号の下部に独自分類を設ける場合にはそれらの数量単位をすべて当該号の WCO 推奨単位と一致させること、WCO 推奨単位と異なる単位を採用

する場合にはその単位と WCO 推奨単位のコンバーターを明示すること、何らかの理由で取引量のデータが得られない場合、それらを推計して報告することなどが求められている。これらのことが実現すれば、現状のように UNSD が Comtrade の取引量データを信頼性に疑問のある大量の推計値によって補完する必要はなくなるだろう。しかし上記の考察による限り、各国が直ちに IMTS 2010 のガイドラインに従う意思を持っているかどうかは明らかでない。最近の国際貿易論の実証研究の中には Comtrade の取引量データを利用したものが増えているが、ユーザーはこれらの中に各国の原統計から直接集計されていないものが含まれていることに留意すべきである³⁰。

おわりに

本稿では 2010 年 2 月に UNSC が採択した IMTS 2010 の概要をレビューし、それが世界各国の貿易統計と Comtrade のデータにどのような影響をもたらすかを考察した。今次の IMTS の改訂は 1981 年と 1997 年の改訂と比べて野心的であり、それが各国の貿易統計の編纂方法や公表体制に与える影響は大きいと考えられる。

今回の IMTS の改訂には様々な要因が関与しているが、その中で最も重要なのは経済活動のグローバル化に伴って既存の統計システムの限界が目立っていることだろう。IMTS, Rev.2 以前の版では企業内貿易や関連企業間の貿易の拡大、国際生産工程分業に伴う中間財貿易の活発化、サービスの色彩を持つ商品の貿易の増加といった動向は見通されておらず、IMTS に準拠した貿易統計によっても国際貿易の実態を正確に把握することが難しくなっていた。国民経済の国際化とサービス化への対応は過去数年間に実施された国民経済計算や国際収支表などの国際基準の改訂においても重視されており、IMTS 2010 ではこれらとの整合性を確保することも重要な課題となった。

UNSC は Comtrade を商品貿易に関するグローバルな情報プラットフォームと位置付け、その機能とデータを IMTS 2010 と整合的な形で拡充するよう UNSD に要請している。UNSD は 2010 年から 2013 年にかけての 4 年間で IMTS 2010 対応のための集中作業期間に充て、各国統計局の IMTS 2010 への対応予定を調査したり、新たに追加された項目のデータを収集したりといった作業を行っている。これらのデータの一部は近い将来に Comtrade を通じて一般のユーザーに公開される予定であり、それが実現すれば、国際貿易に関する研究や政策立案における Comtrade の有用性はいっそう高まるだろう。

なお、本稿では紙幅の制約により解説できなかったが、国際商品貿易統計のあり方に関しては UNSC 以外の場でも議論が行われている。その中で注目すべきものとして、2010 年から WTO や UNSD が他の国際機関とともに取り組んでいる「Made in the World」プロジェクトが挙げられる³¹。このプロジェクトでは、国際的なバリュー・チェーン (international value chains) の中で個々の国々が携わる工程や生み出す付加価値を正確に把握することを目的として、そのために既存の貿易統計や他の関連統計をどのように改革すべきかが検討されている。2011 年 2 月にはこのイニシアチブの一環として国際機関や各国統計局の担当者を集めて貿易統計に関するフォーラムを開催し、UNSD と WTO、欧州共同体統計局が中心になって国際貿易情報システムの長期的課題に関する文書を取りまとめている³²。これらのイニシアチブは直ちに各国の統計編纂体制に影響を与えるものではないが、貿易統計とそれに関連する各種の公的統計が長期的にどのような変貌を遂げてゆくかを考察する上で示唆に富んでいる。これらに関しては稿を改めて論じたい。

¹ ただし OECD 加盟国のデータは OECD を通じて UNSD に提出されている。また、後述するように、UNSD は必要に応じて各国の原統計を集計したり調整を施したりした上で Comtrade に収録している。

² UNSC は国連経済社会理事会の機能委員会 (Functional Commission) の一つである。UNSC は各種の統計に関する概念の規定や国際基準の開発に当たるとともに、UNSD の業務を監督する立場にある。

³ 一般用語としての貿易には眼に見える商品 (財) の取引とサービスの取引が含まれ、IMTS と Comtrade はこれらのうち商品貿易だけを対象としている。UNSD はサービス貿易に関して United Nations International Trade in Services (通称 UN ServiceTrade) と呼ばれるデータベースを提供している。

⁴ IMTS 2010 の全文は UNSD のホームページにおいて閲覧可能である

(<http://unstats.un.org/unsd/trade/EG-IMTS/EG-IMTS%20web%20announcement.htm>)。

⁵ United Nations Statistics Division, *International Trade Statistics Newsletter* No. 22, September 2010, p.2.

⁶ WCO は西欧諸国の協議機関から発展した関税協力理事会 (Customs Co-operation Council, CCC) を出自としている。

⁷ SNA の国際基準は UNSC が他の国際機関や EC 委員会等の協力を得て作成している。BOP の国際基準は国際通貨基金 (International Monetary Fund, IMF) が中心となって整備しているため、上記の文書はしばしば IMF 国際収支マニュアルと呼ばれている。

⁸ 日本でも 2009 年に統計法が全面的に改正され、ユーザーオリエンテッドな統計システムの整備に向けた取り組みが行われている (梅田・宇都宮 [2009])。

⁹ メタデータ (metadata) とはある統計に関する一連の情報 (各変数の定義や精度、集計主体や集計方法、一次資料の出所など) を意味し、しばしば「統計の統計」と呼ばれている。

¹⁰ どちらの版にもこれら以外に序章と附録があり、IMTS の背景や関連文書、主要概念の定義などがまとめられている。

¹¹ これらの情報の意義は、上記のタイプの識別が可能な中国の統計を例にして考えると分かりやすい。よく知られているように、中国は比較的最近まで工業化の推進と外貨獲得のために加工貿易を重視し、加工貿易に関する資材の輸入や製品輸出に税制上の優遇措置を講じていた。2000 年代半ばから中国の貿易黒字が拡大して諸外国の批判が強まったが、中国政府は加工貿易の活発化

が不可避免的に純輸出の増加をもたらすこと、加工貿易の相当部分が外資系企業によって行われていることを指摘し、それが諸外国にとっても望ましいものだと主張していた。しかし中国の統計を観察すると、貿易黒字の拡大に伴って貿易総額に占める加工関連取引の比率が低下しており、地場企業の輸出増加が黒字拡大の主因だったことが示唆されている。関税種別ごとの貿易統計が公表されていない場合、このような点を客観的に検証することが難しくなる。

¹² 上記の例において、*B* 国企業が *A* 国から購入した商品を *B* 国を経由せずに直接 *C* 国に輸出する場合や *B* 国を通過するだけで税関手続きを行わずに *C* 国に輸出する場合、当該取引は原則として *B* 国の貿易統計には表れない。ただし商品の所有権がいったん *B* 国の企業に移転した上で *C* 国の企業に販売されている場合、*B* 国の国際収支表には中継貿易として記録される。BOP5 (IMF 国際収支マニュアル第 5 版) において中継貿易はサービス収支の「仲介貿易・その他貿易関連サービス」の項にグロスベースで計上することが原則だったが、BOP6 では貿易収支の中に「仲介貿易にまつわる商品の純輸出 (Net exports of goods under merchanting)」という項目が新設され、そこに中継貿易に関する輸出額と輸入額の差額を記載することが求められている。

¹³ 改正京都議定書において「実質的な製造ないし加工」が定義されていないのは、それが各国の貿易政策に直結する問題であり、WCO 加盟国間でコンセンサスが得られなかったためである。WTO においても原産地規則 (rules of origin) の調和に向けた取り組みが行われているが、現在のところ議論が収束する見通しは立っていない。よく知られているように、自由貿易協定 (Free Trade Agreement, FTA) では原理的に原産地規則が必要となるが、原産地の認定基準は FTA によってまちまちである (椎野・水野 [2010])。

¹⁴ ただし多くの国々は HS の最詳品目分類に当たる号 (subheading) の下部に独自の品目分類を設けており、輸入関税率はこれらの品目毎に定められている (これらの関税品目は tariff lines と呼ばれている)。第 3 節で議論するように、各国が独自の商品分類表を用いて貿易統計を作成していることは、国際間で輸出入の数量や単価を比較する際の大きな障害となっている (熊倉 [2011])。

¹⁵ この点に関する我が国に關連が深い事例として、情報技術協定 (Information Technology Agreement, ITA) 批准国の間で無税輸入が義務付けられている情報通信機器のケースが挙げられる。EU は一部の情報通信機器が

伝統的な家庭用電気製品の機能を備えた複合機であることを根拠に、これらを ITA 対象外の品目に分類し、高率の輸入関税を課している (小林 [2007])。これは明らかに EU 域内の家電製品メーカーの保護を意図したものであり、我が国のメーカーに不利な条件を強いる原因になっている。

¹⁶ HS では基本的に 5 年を 1 サイクルとする品目改訂のプロセスが確立しており、2012 年に修正第 4 版が発効する。IMTS では最新の HS にもとづいて統計を編集することが奨励されているが、現実には新版への切り替えに時間がかかる国が多く、国際間で品目別の貿易統計を比較する際の障害になっている。Comtrade には UNSD が各国の原統計を旧版の HS 分類に組み替えた統計も収録されているが、これらのデータは WCO が公表している HS 各版の品目の対応関係に必ずしも忠実でない方法で作成されており、使用に当たって注意が必要である (熊倉 [2010])。

¹⁷ FOB (Free on Board、本船渡し) と CIF (Cost, Insurance and Freight、運賃保険料込み) はいずれも国際商業会議所 (International Chamber of Commerce, ICC) が定めている貿易条件 (Incoterms) の例である。FOB ベースの輸出入額が輸送費や保険料を含まないのに対し、CIF ベースの輸出入額はこれらを含んでいる。国際収支表が輸出と輸入の両方を FOB ないしそれに準じたベースで記録することを原則としている理由は、CIF と FOB の差額に当たる輸送費や保険料の受け払いがサービス取引に相当すること、そしてその一部が国際収支表のサービス収支に計上されることである。なお、FOB は基本的に海上輸送を念頭に置いた貿易条件だが、他の運送形態における同様の条件として FCA (Free Carrier、運送人渡し) や DAF (Delivered at Frontier、国境持ち込み渡し) などがある。

¹⁸ たとえば航空機は船舶に比べて迅速かつ柔軟な輸送が可能だが、輸送単位当たりの環境負荷 (温室効果ガスや大気汚染物質の排出、騒音など) が高いという問題がある。

¹⁹ たとえば EU には加盟国の企業が月次ベースで提出する各種資料を集計する Intrastat というデータシステムが存在し、それが EU 圏内部の貿易統計の基礎にもなっている。日本でも 2009 年に初めて事業所の国勢調査に当たる経済センサスが実施され、網羅性の高いビジネスレジスターの整備が進められている (梅田・宇都宮 [2009])。

²⁰ Report on the Results of the UNSD Questionnaire on the plans of IMTS 2010 implementation

(<http://unstats.un.org/unsd/trade/EG-IMTS/EG-IMTS%20web%20announcement.htm>)。

²¹ ただし UNSD は各国が報告した統計に調整を施して Comtrade に収録するまでのプロセスの迅速化に努めており、上記のタイムラグは少しずつ短縮されている。

²² United Nations Statistics Division, *International Trade Newsletter* No. 22, September 2010, p.2.

²³ 月次や四半期ベースの品目別貿易統計を収録したデータベースとして、国際貿易センター (International Trade Center、ITC) がホームページを通じて提供している Trade Map がある (<http://www.trademap.org/>)。ただし ITC が開発途上国の企業の輸出支援を目的とした機関であることを反映して、Trade Map には大量のデータを同時に検索・抽出する機能が用意されておらず、Comtrade に比べるとデータのカバレッジも不十分である。さらに先進国のユーザーには定額の使用料が要求されている。

²⁴ United Nations Statistics Division, *International Trade Newsletter* No. 21, June 2010, p.3.

²⁵ United Nations Statistics Division, *International Trade Newsletter* No. 24, March 2011, p.4.

²⁶ Comtrade では WCO 推奨単位にもとづく取引量が Supplementary Quantity と呼ばれているが、WCO や IMTS の位置付けではこれが主たる取引量データであり、純重量を表す Netweight は補足的な情報である。

²⁷ International Merchandise Trade Statistics National Compilation and Reporting Practices—Survey Results 2006 and 1996 (http://unstats.un.org/unsd/tradereport/introduction_MM.asp)。

²⁸ 日本の場合、航空貨物と海上コンテナ貨物による取引額や取引量は品目別に集計されているが、郵便や海上バラ積み貨物、専用船を利用した取引額は公表されていない。

²⁹ 表7においても Netweight のデータが欠損している品目や UNSD が推計した Netweight のデータが挿入されているもの (Estimation Code が 4 のデータ) が含まれている。

³⁰ たとえば最近の実証研究の中には、Comtrade のデータから算出した相手国・品目別の輸出入単価をもとに商品の品質や加工度を推量しているものが少なくない。しかし数量のデータが UNSD の推計値である場合、金額を数量で除して得られる単価は UNSD が数量の推計に用いた基準単価にすぎず、それをもとに財の品質や加工段階を議論することにはほとんど意味がない (熊倉 [2011])。

³¹ *Made in the World* initiative (<http://www.wto.org/english/>

[res_e/statis_e/miwi_e/miwi_e.htm](http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/miwi_e/miwi_e.htm))。

³² “International Trade Information Systems in 2020,” Global Forum on Trade Statistics, Geneva, 2-4 February 2011 (http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/forum_feb11_e/forum_feb11_e.htm)。

参考文献

梅田雅信・宇都宮浄人 [2009] 『経済統計の活用と論点 (第3版)』東洋経済新報社。

熊倉正修 [2010] 「Comtrade と国際貿易の実証研究」野田容助・黒子正人編『貿易指数の作成と応用：貿易構造の変化と国際比較』日本貿易振興機構アジア経済研究所調査研究報告書 2009-II-03。

熊倉正修 [2011] 「Comtrade データの特徴と使用上の注意点」野田容助・黒子正人編『国際貿易データを基礎とした貿易指数と国際比較・分析』日本貿易振興機構アジア経済研究所調査研究報告書 pp.23-45。

小林献一 [2007] 「危機に直面する情報技術協定」経済産業研究所ホームページ資料 (http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0214.html)。

椎野幸平・水野亮 [2010] 『FTA 新時代 アジアを核に広がるネットワーク』ジェトロ。

長瀬透 [2001] 『HS 関税分類のすべて』日本関税協会。
Anderson, James E., van Wincoop, Eric [2004] “Trade costs,” *Journal of Economic Literature* 42(3): 691-751.

Hummels, David [2007] “Transportation Costs and International Trade in the Second Era of Globalization,” *Journal of Economic Perspectives* 21(3): 131-54.

Melitz, Marc J. [2003] “The impact of trade on intra-industry reallocations and aggregate industry productivity,” *Econometrica* 71(6): 1695-1725.

Nordås, Hildegunn Kyvik [2007] “International production sharing: a case for a coherent policy framework,” *WTO Discussion Paper* No.11.

Reister, Matthias, and Markie Muryawan [2009] “Quantity and weight data in UN Comtrade,” UN Comtrade Background Paper (<http://unstats.un.org/unsd/tradekb/Knowledgebase/>)。

United Nations Statistics Division [2009] “Quantity

information of UN Comtrade,” UNSD Report
ESA/STAT/AC.197.8

(<http://unstats.un.org/unsd/tradekb/Knowledgebase/>)。